商品概要説明書

普通貯金

商 品 名	・普通貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期　間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年２月と８月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金無利息型（決済用）へ切替えることができます。
貯金保険制度 **（公的制度）**	**・保護対象** **当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または貯金為替課(電話：０５９－３８４－１１１３)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県ＪＡバンク相談所（電話：０５９－２２９－９１０４）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ貯金為替課または三重県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター　　（電話：052-203-1777） 総合紛争解決センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記三重県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。

その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 23 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鈴鹿